

市町村名	事業名等	対象者・内容等
志布志市	子ども医療費助成事業	<p>★ 一般医科診療・歯科診療について、高校修了前までの子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担分を全額助成します。</p> <p>1 対象 志布志市内在住の方。</p>
志布志市	出産祝金支給事業	<p>★ 少子化対策の一環として、子供の健やかな成長を願い、出産した親に対して出産祝金を支給しています。</p> <p>第1子及び第2子は5万円、第3子以降は10万円を支給いたします。</p>
志布志市	不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微受精(以下「特定不妊治療」という。)の不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者</p> <p>ア 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしていること</p> <p>イ 夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、志布志市に1年以上住所を有していること</p> <p>ウ 夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円以下であること</p> <p>2 対象となる治療等 夫婦間で行う医療保険が適用されない体外受精、顕微授精 (※卵胞が発育しない等により卵子採取にいたらなかった場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。) (※都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が指定した医療機関で行われた治療に限る。)</p> <p>3 助成額 1回の治療につき、自己負担から鹿児島県の助成額を控除した額とし、1年度当たり20万円を限度とする。 (※通算5年間を限度とする。ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなす。)</p>